

地方独立行政法人安来市立病院定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に安全安心で質の高い医療を提供し、地域の医療機関、社会福祉施設及び安来市との連携のもと、地域に密着した病院として、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人安来市立病院（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、安来市とする。

(事業所の所在地)

第4条 法人は、事務所を安来市広瀬町広瀬1931番地に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、電磁的記録により安来市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示して行う。

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

4 理事は、理事長があらかじめ指定した順位により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 監事は、法人の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は安来市長（以下「市長」という。）に、意見を提出することができる。

（役員の任命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第10条 理事長、副理事長及び理事の任期は4年とする。ただし、補欠の役員（監事を除く。）の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、理事長の任期に対応するものとし、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

（役員の解任）

第11条 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができないものに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれの任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前2項の規定により、副理事長及び理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(職員に関する事項)

第12条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員の3分の1以上の者又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会の招集要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び決算に関する事項

(4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項

(5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(6) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止を除く。

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(理事会の議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(病院の名称及び所在地)

第17条 法人が第1条の目的を達成するために設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬 1931 番地

(業務の範囲)

第 18 条 法人は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する研修を行うこと。
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (5) 予防医療の提供を行うこと。
- (6) 介護保険に関する業務を行うこと。
- (7) 災害時における医療救護を行うこと。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第 19 条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、地方独立行政法人安来市立病院業務方法書に定めるところによる。

(資本金等)

第 20 条 法人の資本金は、法第 66 条の 2 第 1 項の規定により安来市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、安来市が法人の設立の日以後に法人に対して出資を行った場合は、法人は当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として安来市が評価した価額により資本金を増加するものとし、法人が法第 42 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により安来市からの出資に係る不要財産を安来市に納付した場合は、法人は同条第 4 項の規定により資本金を減少するものとする。

- 2 安来市からの出資に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第 21 条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、安来市に帰属する。

(規程への委任)

第 22 条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表（第 2 0 条関係）

土地

所在地	面積（㎡）
安来市広瀬町広瀬 1926 番 2	1264. 17
安来市広瀬町広瀬 1931 番	4542. 74
安来市広瀬町広瀬 1962 番 1	2077. 77
安来市広瀬町広瀬 1837 番 1	638. 7
安来市広瀬町広瀬 1837 番 4	409. 37
安来市広瀬町広瀬 1837 番 5	0. 32
安来市広瀬町広瀬 1837 番 6	2. 44
安来市広瀬町広瀬 1844 番 1	156. 12
安来市広瀬町広瀬 1844 番 6	627. 94
安来市広瀬町広瀬 1930 番 1	3007. 33
安来市広瀬町広瀬 1935 番 1	650. 78
安来市広瀬町広瀬 1935 番 5	1049. 55
安来市広瀬町広瀬 1845 番 2	2849. 66
安来市広瀬町広瀬 1845 番 5	652. 36
安来市広瀬町広瀬 1948 番 1	554. 42
安来市広瀬町広瀬 1948 番 3	31. 46
安来市広瀬町広瀬 1948 番 4	147. 67
安来市広瀬町広瀬 1952 番 1	505. 78
安来市広瀬町広瀬 1952 番 5	217. 35
安来市広瀬町広瀬 1921 番 1	664
安来市広瀬町町帳 76 番 2	30
安来市広瀬町町帳 76 番 5	28
安来市広瀬町町帳 76 番 6	638
安来市広瀬町町帳 77 番	549
安来市広瀬町町帳 79 番 5	5. 19

建物

施設名	所在地	延べ床面積 (㎡)
本館	安来市広瀬町広瀬 1931 番地、1926 番地 2、1962 番地 1	3423.3
新館	安来市広瀬町広瀬 1931 番地、1926 番地 2、1962 番地 1	10119.38
エネルギー棟	安来市広瀬町広瀬 1931 番地、1926 番地 2、1962 番地 1	508.70
倉庫・休憩室棟	安来市広瀬町広瀬 1931 番地、1926 番地 2、1962 番地 1	91.00
旧浄化槽	安来市広瀬町広瀬 1931 番地、1926 番地 2、1962 番地 1	225.00
病院別館(健康福祉セ ンター)	安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1、1935 番 地 1、1935-5	2970.78
病院別館(健康福祉セ ンター)車庫棟	安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1、1935 番 地 1、1935 番地 5	344.40
院内保育所	安来市広瀬町広瀬 1844 番地 1、1837 番 地 1	198.72
医師住宅	安来市広瀬町広瀬 1844 番地 1、1837 番 地 1	198.72
医師住宅	安来市広瀬町広瀬 1844 番地 6	572.00
医師住宅	安来市広瀬町町帳 76 番地 5、76 番地 6、 76 番地 2、77 番地	56.10
医師住宅	安来市広瀬町町帳 76 番地 5、76 番地 6、 76 番地 2、77 番地	62.70
医師住宅	安来市広瀬町町帳 76 番地 5、76 番地 6、 76 番地 2、77 番地	56.10
医師住宅	安来市広瀬町町帳 76 番地 5、76 番地 6、 76 番地 2、77 番地	67.50

さくら寮	安来市広瀬町広瀬 1845 番地 2、1845 番地 5	893.78
------	------------------------------	--------